

4月20日(日)～30日(水)

春の火災予防運動

春先は、空気が乾燥し風の強い日が多く、最も火災が発生しやすい時季です。

この期間の火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的とし、全道一斉に「春の火災予防運動」が行われます。期間中、消防団による火災予防パレードが実施されます。

野火にも注意しましょう！

例年この時季になると野火が多く発生します。原因の多くは、ごみ焼、たばこのポイ捨て、火遊びによる人的原因によるものです。

ちょっとした不注意から大きな火災になりますので、絶対に行わないようにしましょう。

また、営農に関する枯草および作物の殻焼きなどを行う場合は、事前に消防署訓子府支署に届け出をしてから実施してください。

火が消えるまではその場から離れず、消火の準備を行い、火災にならないように注意しましょう。

火災予防七つのポイント ～三つの習慣・四つの対策～

三つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

四つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- ・お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

実践会地区の防火査察

防火査察員が、各実践会の防火査察を次の日程で実施します。

- ・実施期間 4月1日(火)～20日(日)

■問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

交通事故巡回相談所を開設

北海道交通事故相談所の巡回相談が行われます。交通事故により、人身や物損などの被害を受けた方やその家族からの賠償問題などに対し、専任の相談員や弁護士が相談に応じます。

予約制ですので、利用の2日前までにオホーツク総合振興局環境生活課までご連絡ください。

○と き 4月23日、5月14日、6月25日、

7月16日、8月13日、9月10日、10月1日・15日、11月12日、12月10日、1月14日、2月18日、3月11日

いずれも水曜日13時～16時

○ところ 北見市交通安全研修センター

○受付時間

8時45分～17時30分(土日祝日を除く)

○申込み オホーツク総合振興局環境生活課

(☎ 0152-41-0783)

東日本大震災で被災された皆様にお見舞いを申し上げます

◇義援金総額(平成23年3月14日～平成26年2月28日)

251万3,910円(町と議員の義援金は含まれていません)

日本赤十字社は、東日本大震災で被災された方などへの義援金募集を平成27年3月31日まで延長しました。

訓子府町の窓口の町社会福祉協議会でも平成27年3月31日まで義援金をお受けしています。

町民の皆さんの変わらぬ継続支援をお願いいたします。

日赤が義援金受付を延長

総務課交通防災係(☎ 47-2112 役場2階 窓口10番)

自転車利用に細心の注意を！！

自転車利用シーズンが近づきました。

平成19年以降、道路交通法の改正に伴い、自転車利用の安全ルール違反には、厳しい罰則が科せられるようになってきました。

また、全国的に自転車と歩行者の衝突事故が増えており、歩行者のけがなどの程度によっては、自転車運転者(子どもの場合は、その保護者)に数千万円の賠償金を命じられたケースが多数あります。

自転車を利用される方は、ルールを守り、かつ周辺の交通状況にも注意しながら利用しましょう。



| 自転車安全利用5則 | 内 容 | 違反した場合の罰則等 |
|---|--|---|
| ①自転車は車道が原則 歩道は例外 | 自転車は道路交通法上、軽車両に位置づけられ、歩道と車道の区別があるところは、車道通行が原則 | 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金 ※自転車歩道通行できるのは、運転者が13歳未満か70歳以上さらに身体の不自由な方、車道の交通の状況からみてやむを得ない場合など、歩道走行が認められることもあります。 |
| ②車道は左側を通行 | 平成25年12月1日からは、車道は、進行方向の左側の路側帯だけの通行となり、いわゆる「逆進」禁止 | 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金 |
| ③歩道は歩行者優先 車道寄りを徐行 | 歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止、または自転車から降りて、押して歩く | 2万円以下の罰金 |
| ④安全ルールを守る | ・飲酒運転はしない | 5年以下の懲役または100万円以下の罰金 |
| | ・二人乗りはしない | 2万円以下の罰金 |
| | ・並進(2列以上)禁止 | 2万円以下の罰金 |
| | ・夜間の無灯火運転禁止 | 5万円以下の罰金 |
| | ・信号を守る | 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金 |
| ⑤子どもは ヘルメットを着用 | 児童・幼児の保護者の方は、自転車利用の際、ヘルメットを着用するよう指導しましょう。 | 5万円以下の罰金 |
| ※14歳未満の子どもは、罰則規定の適用にはなりません、違反行為として警察から注意されます。 ※危険性が高い制動装置不良自転車を警察官が検査し、運転継続禁止命令が出される場合もあります。 | | ※上記のほか、傘さし運転や携帯電話を使用しながらの運転は5万円以下の罰金が科せられます。 |

4月6日から 「春の全国交通安全運動」

子どもたちを交通事故から守りましょう

新入学・新入園の時期を迎え、4月6日(日)から15日(火)までの10日間「春の全国交通安全運動」が実施されます。

ドライバーは、子どもを見かけたら安全運転に心がけ、周りの大人は正しい交通マナーを示してあげましょう。

この期間中は、新入学児童や園児の交通事故を防止するため、関係機関による各種運動が展開されます。

また、交通事故に遭わない、起こさないよう

交通安全の大切さを家庭や職場で話し合いましょう。

■運動の重点

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶



訓子府町交通安全推進委員会